

斜里町 CIO 補佐官（DX 推進支援）業務委託 仕様書

1 名称

斜里町 CIO 補佐官（DX 推進支援）業務委託

2 履行期間

契約締結日 から 令和 8 年 3 月 20 日 まで

3 履行場所

北海道斜里郡斜里町本町 12 番地 斜里町役場

4 業務概要

本町が、町民サービスの向上及び I C T の利活用による業務の効率化や職員負担の軽減等に向け、より効率的かつ効果的にデジタル・トランスフォーメーション（以下「D X」という。）を実現するための、斜里町 CIO 補佐官（DX 推進支援）業務を委託するもの。各業務の具体的な作業内容については、「5 業務内容」に記載する。

5 業務内容

斜里町 CIO（最高情報統括責任者）及び情報システム係を専門的知識や経験から補佐し、委託業務は、以下の 2 つの領域の支援を中心とする。

I. DX 推進に関する助言及び支援

（1）本町における DX 推進に関し、助言および施策提案・実行支援を行う。

- a. 既存の取り組みの棚卸・評価に関する支援
- b. 業務プロセスの可視化・課題抽出支援・非効率業務や紙・対面依存業務のデジタル化に向けた改善支援
- c. 庁内各部署との連携・調整を支援し、推進体制の機能強化を支援
- d. 庁内の「現場 DX の芽」を拾い上げる仕組みづくりの支援（アイデア募集・実証機会づくり 等）

（2）町民サービスの高度化に向けた提案

- a. 住民ニーズや利用実態の調査設計支援（アンケート・ヒアリング等）
- b. 住民手続のオンライン化・スマホ利用最適化の方針整理と優先順位付け支援
- c. LINE 公式アカウント等を活用した情報配信・対話型サービスの高度化支援

（3）Microsoft365 の利活用および拡大に関する助言・支援

令和 7 年度に新たに導入する Microsoft365 について、次項に対する助言・支援。

- a. Microsoft365 の効果検証に対する支援
- b. Microsoft365 の利活用に向けたルール、体制づくりに対する助言。

※なお、具体的な取り組みについては、本町と協議の上決定することとする。

II. 生成 AI の活用支援

生成 AI（microsoft365 に含まれる copilot 等）の特性を踏まえ、自治体業務における有効な利活用方策の提案、ルール整備、PoC（概念実証）支援、本町主催の職員研修等を通じて、庁内の業務改革および職員の AI リテラシー向上を図る。具体的には、以下の支援を行う。

（1）活用可能性の調査・整理に関する支援

- a. 全庁または特定部署を対象としたヒアリング・業務分析を実施し、生成 AI が有効と見込まれる業務領域（例：文書作成支援、問い合わせ対応、議事録要約等）を特定するための支援

- (2) 業務分類（内部事務／対外事務、定型／非定型 等）に基づく活用マップの作成支援。他自治体や民間における先進事例の調査・分析と、本町への適用可能性の検討支援
 - (3) 利活用方針およびルール整備の支援
 - a. 情報漏えい・著作権侵害等のリスクを考慮したガイドラインの見直し支援
 - b. 職員向けマニュアル、Q&A の作成支援
 - c. 導入にあたって必要となる内部手続きや管理体制の整備支援
 - (4) 活用可能性の調査・整理に関する支援
 - a. 職員向け研修・ワークショップの実施のための支援
 - b. 生成 AI の基礎知識や留意点（プロンプト設計、AI の限界・偏り等）の助言
 - c. 業務での実践を想定した演習を含むハンズオン型研修の企画支援
 - d. リスク評価およびセキュリティ対策の助言
- ※前各号に掲げるもののほか、最高情報統括責任者（CIO）が必要と認める事項に関する助言及び支援

6 成果物

以下について納入期限までに提出すること。

納品物件内容	納期	納品媒体
支援実績報告書（支援活動を記録した総括表及び議事録など）	R7. 10 月末 R7. 12 月末 R8. 2 月末	Microsoft Word、Excel、Power Point 等案件に応じた編集可能な形式とする。

7 作業全般に係る要件

- (1) 受託者は、本業務全体を統括する責任者（プロジェクトマネージャー）及び主たる担当者を配置すること。主たる担当者は、上記「5. 業務内容」に記載された知識・経験を十分に有する者とする。また、CIO 補佐官等として業務を担う者を契約書に明記することや企業に所属する特定の個人を CIO 補佐官等として任命することを想定しておくこと。
- (2) 受託者は、業務開始にあたり、業務実施体制及び担当者名簿を町に提出すること。体制に変更が生じる場合は、事前に町の承認を得ること。
- (3) 原則月 1 回の訪問とし、月 2 回以上本町との協議を実施すること。実施方法は、内容に応じて現地又は WEB 会議について、本町と協議の上決定すること。

8 入札の制限

情報システム等の調達に係る入札の透明性及び公平性の確保の観点から、「5 業務内容」に掲げる業務について、契約期間内において受託者は、当該業務の調達に係る入札に参加できないものとする。

9 その他

その他、業務の実施に必要な事項については、本町と受託者が協議して定めることとする。